

日頃より当財団をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

当財団では事業所様への健康診断結果（会社控え）について、法定項目（労働安全衛生法に基づく検査項目）をご報告させていただいております。法定外項目の報告をご希望される際は、別紙「健診結果報告書（法定外項目）発行依頼書兼誓約書」を年度ごとに提出が必要となります。また、複数事業所分をご希望の際は、各社ごとのご提出をお願いいたします。

尚、当該年度の健康診断申込までに「健診結果報告書（法定外項目）発行依頼書兼誓約書」を提出いただけない場合は、健康診断結果（会社控え）を『法定項目』内容にてご報告させていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

●健康診断における法定外項目の取扱いについて

事業者が実施する健康診断には、健康増進等の目的で法定外の項目（がん検診等）に関する検査も実施する場合があります。法定項目に関しては法令に基づいて把握するものであるため、収集に際して労働者の同意を得ずに収集することはできませんが、法定外項目を収集する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等の個人情報保護法に定められた例外を除き、利用目的や取扱方法を明示した上で、適切な方法により労働者の同意を得る必要があります。

(1) [法定項目] とは

当財団の定期健康診断 A コース内容になります。

問診・診察・身長・体重・腹囲・血圧・尿（糖・蛋白）・視力・聴力・心電図・胸部 X 線・貧血（ヘモグロビン・赤血球数）・肝機能（AST(GOT)・ALT(GPT)・ γ -GT(γ -GTP))・血中脂質（中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール）・血糖・HbA1c

(2) [法定外項目] とは（事業所が結果を収集する場合に事前に労働者の同意取得が必要）

法定項目以外の検査項目になります。

例：胃がん検診（胃部 X 線）・大腸がん検診（便潜血検査）・子宮がん検診（子宮頸部細胞診）・乳がん検診（マンモグラフィ検査、超音波検査）・腹部超音波検査・眼底検査・眼圧検査・肺機能検査・腫瘍マーカー検査 等

(3) [本人の同意を得ている事例]（いずれかの方法で受診者の同意取得が必要）

- a) 本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- b) 本人からの同意する旨の書面の受領
- c) 本人からの同意する旨のメールの受信
- d) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック 等

【参考資料】 「（厚生労働省）事業場における労働者の健康情報等の取扱規定を策定するための手引き」

健診結果報告書（法定外項目）発行依頼書兼誓約書

令和 年 月 日

一般財団法人新潟県けんこう財団 御中

住 所

事業所名

㊦

電話番号

担当者名

令和__年度(4月～翌年3月)に実施する健康診断の結果報告書を、社員の健康管理上必要なため発行願います。当社は、個人情報保護法および関係法令に基づき、「法定外項目を含む健診結果を事業者へ提供すること」について、従業員本人から適切に同意を得ていることを誓約いたします。

1. 法定外項目の結果報告に関する同意確認方法（該当する方法にチェック☑をご記入ください）

- 本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- 本人からの同意する旨の書面の受領
- 本人からの同意する旨のメールの受信
- 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- その他方法()

2. 法定外健診項目の結果報告に関する不同意者について（該当者がいる場合のみご記入ください）

氏名	フリガナ	生年月日	所属	性別
				男・女

<健診結果報告書（法定外項目）発行依頼書兼誓約書 送付先>

〒950-0893 新潟県新潟市東区はなみずき2丁目10番35号

一般財団法人 新潟県けんこう財団 東新潟健診プラザ 業務部

TEL：025-245-1106 / FAX：025-279-1070

※郵送またはFAXにて上記までご送付ください。